

AUCNET 共有在庫・TVオークション規約・クレーム対応ガイド等 主な改定内容 (令和1年7月30日改定)

*TVオークション・共有在庫規約と重複している内容は同様の改定となります

	改定項目	改定前	改定後
共有在庫 運営規定	第 13 条 (登録店の登録車申告義務)	(1) メーター交換車「\$」とするもの 新品メーターに交換された車両で認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本など客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とする。尚、セットアップメーター交換も同じ。 ※登録には走行距離欄に合算距離を記載し、コメント欄で「メーター交換車」と交換日付、交換時の走行距離を記載すること。	(1) メーター交換車「\$」とするもの 純正メーターに交換された車両で認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本など客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とし、合算をしたものを走行距離とする。尚、積算計走行距離が変わらない場合も含む。 ※登録には走行距離欄に合算距離を記載し、コメント欄で「メーター交換車」と交換日付、交換時の走行距離を記載すること。
	第 52 条 (契約の解除及び売買代金の減額)	1 項 重大瑕疵 (6) 書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。(1ヶ月以内)	1 項 重大瑕疵 (6) 書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。(1ヶ月以内) ※合算した走行距離と、積算計走行距離が変わらない場合を除く。
		1 項 重大瑕疵 (7) 書類から判明するメーター交換車であり、合算距離が変わらない場合。(1ヶ月以内)	1 項 重大瑕疵 (7) 削除
	第 55 条 (免責)	2. 新車登録10年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。	2. 新車登録15年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。
		15. 新車登録から10年経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、10年未満であっても走行距離10万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合は除く)	15. 新車登録15年以上経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、15年未満であっても走行距離10万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合は除く)
		16. 総合評価点が2点、1点、R点、XX点や走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車。(セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン、ミッション等主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く)	「R点」のみ削除
		17. 購入価格20万円以下の車両。(セールスポイント等の記載や申告内容)	17. 購入価格10万円以下の車両(軽自動車は5万円以下)。(セールスポイント等の記載や申告内容)
		18. モデル、年式不明車両や購入価格5万円未満の車両。(セールスポイント等の記載事項や申告内容の相違、重大・重要瑕疵などの発覚を除く)	「購入価格5万円未満の車輛」のみ 削除
		20. 「AIS検査有効期限切れ」車両を購入した場合、内外装はクレーム対象外。	項目20削除
	検査前流通	検査前流通とは、第8条(登録車両状態表示)3項 検査無し車両に対し、第32条(後付け検査)を実施することなく売買することをいう。尚、検査前流通には、以下の2種類の売買がある。 1. 自己申告掲載なし:自己申告掲載がないもの。 2. 自己申告掲載あり:自己申告評価基準に沿って、登録店が掲載車両に車両状態表示を付与したものとされるものである。	検査前流通とは、第8条(登録車両状態表示)検査無し、 <u>検査切れ</u> 車両に対し、第32条(後付け検査)を実施することなく売買することをいう。尚、検査前流通には、以下の売買がある。 1. 自己申告掲載なし:自己申告掲載がないもの。 2. 自己申告掲載あり:自己申告評価基準に沿って、登録店が掲載車両に車両状態表示を付与したもの <u>3. AIS検査期限切れ</u>
第 106 条 (審査クレーム)	(2) 新車登録から10年未満であっても、小型トラック・マイクロバスは走行距離10万km以上、中型・大型トラック&大型バスは走行距離20万km以上の車両についての機関・機構系不具合。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン・ミッション・上物機能等の主要箇所の重大な不具合及び細目事項は除く)	第3項(2) 新車登録15年以上経過の機関・機構不具合。ただし15年未満であっても小型トラック・マイクロバスは走行距離10万km以上、中型・大型トラック&大型バスは走行距離20万km以上の車両についての機関・機構系不具合も免責とする。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン・ミッション・上物機能等の主要箇所の重大な不具合及び細目事項は除く)	
さきどり(特別規定5)	削除	特別規定 さきどり査定ダイレクトに変更	
諸則 16. スマートキーについて	IDコード(暗証番号)内蔵キーを持ち車両に近づくだけ、又は、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。(キースロットへの挿入等も含む)。	IDコード(暗証番号)内蔵キーを持ち車両に近づくだけ、又は、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。	

AUCNET 共有在庫・TVオークション規約・クレーム対応ガイド等 主な改定内容 (令和1年7月30日改定)

* TVオークション・共有在庫規約と重複している内容は同様の改定となります

改定項目	改定前	改定後	
TVAA 運営規定	第 23 条 (登録店の登録車申告義務)	(1) メーター交換車「\$」とするもの 新品メーターに交換された車両で認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本など客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とする。尚、セットアップメーター交換も同じ。 ※登録には走行距離欄に合算距離を記載し、コメント欄で「メーター交換車」と交換日付、交換時の走行距離を記載すること。	1) メーター交換車「\$」とするもの 純正メーターに交換された車両で認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本など客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とし、合算をしたものを走行距離とする。尚、積算計走行距離が変わらない場合も含む。
	第 61 条 (契約の解除及び売買代金の減額)	(6) 書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。(1ヶ月以内)	(6) 書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。(1ヶ月以内) ※合算した走行距離と、積算計走行距離が変わらない場合を除く。
		(7) 書類から判明するメーター交換車であり、合算距離が変わらない場合。(1ヶ月以内)	削除
	第 64 条 (免責)	2. 新車登録10年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。	2. <u>新車登録15年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。</u>
		9. 転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。	9. 転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。(登録書類等しか確認出来ない場合は除く)
		15. 新車登録から10年経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、10年未満であっても走行距離10万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合は除く)	15. <u>新車登録15年以上経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、15年未満であっても走行距離10万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合は除く)</u>
		16. 総合評価点が2点、1点、R点、XX点や走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車。(セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン、ミッション等主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く)	「R点」のみ削除
		17. 購入価格20万円以下の車両(軽自動車は5万円以下)。(セールスポイント等の記載や申告内容)	17. <u>購入価格10万円以下の車両(軽自動車は5万円以下)。</u> (セールスポイント等の記載や申告内容)
		18. モデル、年式不明車両や購入価格5万円未満の車両。(セールスポイント等の記載事項や申告内容の相違、重大・重要瑕疵などの発覚を除く)	「 <u>購入価格5万円未満の車輛</u> 」 削除
		第 105 条 (審査クレーム)	第2項(2) 新車登録から10年未満であっても、小型トラック・マイクロバスは走行距離10万km以上、中型・大型トラック&大型バスは走行距離20万km以上の車両についての機関・機構系不具合。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン・ミッション・上物機能等の主要箇所の重大な不具合及び細目事項は除く)
諸則 34. スマートキーについて	IDコード(暗証番号)内蔵キーを持ち車両に近づいただけ、又は、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。(キースロットへの挿入等も含む)。	IDコード(暗証番号)内蔵キーを持ち車両に近づいただけ、又は、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。	

AUCNET 共有在庫・TVオークション規約・クレーム対応ガイド等 主な改定内容 (令和1年7月30日改定)

* TVオークション・共有在庫規約と重複している内容は同様の改定となります

	改定項目	改定前	改定後
クレーム 対応ガイド	2、内外装瑕疵クレーム	新車登録10年未満まで	新車登録15年未満まで
	3、総合評価点別、 キャンセル適用基準	外装クレーム (新車登録10年まで)	外装クレーム (新車登録15年未満まで)
	4、各クレーム対応基準	重大瑕疵 メーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車 ※書類から判明する場合	メーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車 (純正メーター交換により走行距離が変わる場合) ※書類から判明する場合
		重大瑕疵 セットアップメーター交換車 ※走行距離が変わらないもの	削除
		その他 機関・機構系の不具合・改造 (エンジン・ミッション・過給機・エンジンCPU・ラジエター ウォーターポンプ・噴射ポンプ・ハイブリットシステム・その他) 対応基準 新車登録10年未満まで。	対応基準 新車登録15年未満まで。(過給機・ラジエター・ウォーターポンプ・噴射ポンプ削除)
5、装備アイコン定義	スマートキー IDコード (暗証番号) 内蔵キーを持ち車両に近づくだけ、又は、 車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。 (キースロットへの挿入等も含む)	スマートキー IDコード (暗証番号) 内蔵キーを持ち車両に近づくだけ、又は、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。 純正品、社外品、不明品いずれかのスマートキーがアイコン表記出来ます。 ※アイコン表記が無い場合は、年式を問わず欠品扱いとします。	